

老人保健法医療受給者証 をお持ちの方へ

平成 18 年
10 月から

一定以上所得者の 自己負担割合が変わります

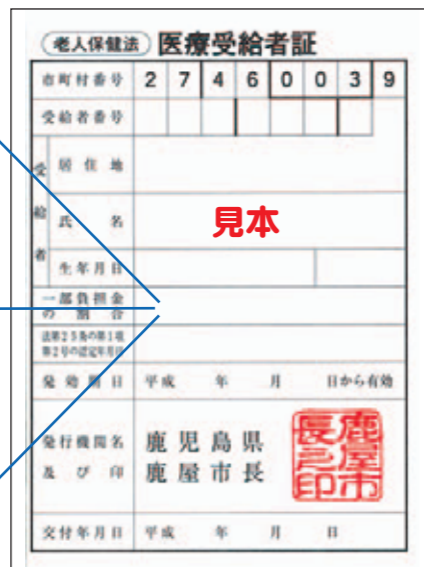
平成 18 年 10 月から、一定以上の所得がある人の自己負担割合が
2 割から 3 割に引き上げられます。

一定以上所得者以外は 1 割のままです。

所得区分が一般・低所得・
低所得の方は、1 割と記載
されます。

所得区分が一定以上所得者
の方は、3 割(平成 18 年 9
月 30 日までは 2 割)と記載
されます。

所得区分が一定以上所得者
の方で、経過措置により自
己負担限度額が一般となる
方は、3 割(平成 18 年 9
月 30 日までは 2 割)*自己負
担限度額「一般」適用と記
載されます。



平成 18 年 9 月 30 日まで

一定以上所得者	2 割
一般・低所得・	1 割

平成 18 年 10 月 1 日から

一定以上所得者	3 割
一般・低所得・	1 割

【問い合わせ】
市国保介護課 老人保健係
0994-432111
(内線 3160・3162)

判定により一部負担金の割合に変更がある人には、7 月未だに新しい割合の老人保健法医療受給者証を郵送してしま
す。
8 月 1 日以降の受診につ
いては、保険証と一緒に新しい
医療受給者証を医療機関の窓
口へ提出してください。

判定の結果、一部負担金の割合に変更がない場合は、医療受給者証は郵送されま
せん。今までお持ちの医療受給者証をそのままお使い
ください。

国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

これまで医療機関で受診するときは、国民健康保険被保険者証と一緒に国民健康保険高齢受給者証の提示をお願いしてききましたが、平成 18 年 8 月から国民健康保険被保険者証がカード化されることに伴い、高齢受給者証を兼ねることになります。

今まで高齢受給者証に記載されていた一部負担金の割合については、国民健康保険被保険者証の中に記載されますので、医療機関へは、国民健康保険被保険者証を提示するだけで受診できます。

平成 18 年
8 月から

自己負担割合を決める所得区分の 判定基準が変わります

所得区分	判定基準	自己負担割合	注1) 自己負担限度額(月額)					
			外来	外来+入院				
一定以上所得者	同一世帯に課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上または老人保健で医療を受ける人がいる人 ただし、70 歳以上または老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、下記の場合、申請により「一般」となります。	2 割 (平成 18 年 10 月からは 3 割)	40,200 円	72,300 円 +{(総医療費 - 361,500 円) × 1%} (4 回目以降は 40,200 円)				
	<p>平成 18 年 7 月 31 日まで</p> <table border="1"> <tr><td>1人世帯</td><td>484 万円未満</td></tr> <tr><td>2人以上世帯</td><td>621 万円未満</td></tr> </table> <p>平成 18 年 8 月 1 日から</p> <table border="1"> <tr><td>1人世帯</td><td>383 万円未満</td></tr> <tr><td>2人以上世帯</td><td>520 万円未満</td></tr> </table>				1人世帯	484 万円未満	2人以上世帯	621 万円未満
1人世帯	484 万円未満							
2人以上世帯	621 万円未満							
1人世帯	383 万円未満							
2人以上世帯	520 万円未満							
一般	一定以上所得者、低所得、低所得のどれにもあてはまらない人		12,000 円	40,200 円				
注2) 低所得	世帯全員が、住民税非課税で低所得にあてはまらない人			24,600 円				
注2) 低所得	世帯全員が、住民税非課税で、各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる人 平成 18 年 7 月 31 日まで 年金の所得は控除額を 65 万円として計算 平成 18 年 8 月 1 日から 年金の所得は控除額を 80 万円として計算	1 割	8,000 円	15,000 円				

注1) 自己負担限度額は、平成 18 年 10 月から変わります。

注2) 低所得・に該当する人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

経過措置

一定以上所得者に該当する人で、次のいずれかにあてはまる人については、医療費が高額になったときの自己負担限度額は「一定以上所得者」ではなく、「一般」を適用します。

課税所得	145 万円以上 213 万円未満	
収入の合計金額	1人世帯	383 万円以上 484 万円未満
	2人以上世帯	520 万円以上 621 万円未満

経過措置

世帯員の一部が住民税課税者となっても、合計所得金額が 125 万円以下で昭和 15 年 1 月 1 日以前生まれの人だけの世帯の場合は、同一世帯内の非課税者は、「低所得」を適用します。

老齢福祉年金受給者は、「低所得」を適用します。